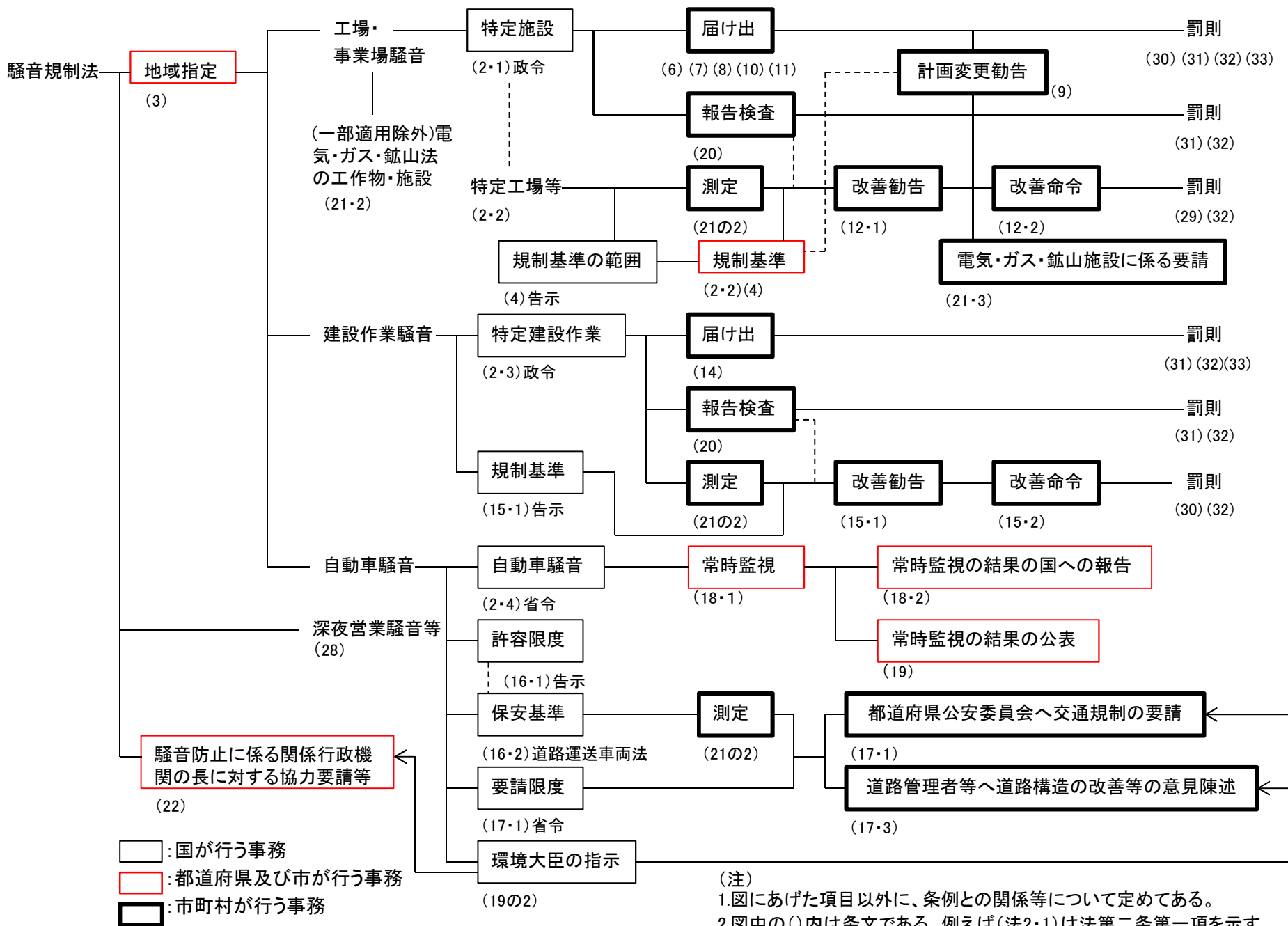


# 騒音規制法の体系



- : 国が行う事務
- : 都道府県及び市が行う事務
- : 市町村が行う事務

(注)  
 1. 図にあげた項目以外に、条例との関係等について定めてある。  
 2. 図中の ( ) 内は条文である。例えば (法2・1) は法第二条第一項を示す。